

## グループホームいいもり

### 指定認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的) (指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

第1条 1 この規程は、医療法人社団 飯盛会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図る事を目的とする。

(事業の目的)

第2条 1 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行う事により、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 1 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者的人格を尊厳し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名所)

第4条 1 本事業所の名称及び所在地次の通りとする。

名称	グループホーム いいもり
所在地	福岡県福岡市西区飯盛664番地1

(職員の因数及び職務内容)

第5条 1 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1～2名(常勤)  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者は、1～2名(常勤)  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるような介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 10名以上  
介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 1 利用定員は、18名とする。

(介護内容)

第7条 1 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容は次のとおりである。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

- 第8条 1 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家庭に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 1 本事業が提供する指定認知症対応型生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いをうける。

(1) グループホームいもり料金

	日額	月額（30日）
家賃	1,666円	50,000円
食材	1,400円	42,000円
水道光熱費	677円	20,000円

※生活保護受給者については、下記の料金設定とする。

	月 額
家 賃	36,000円

(2) その他の料金

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| ①クラブ活動代金、レクリエーション代金 | 自費    |
| ②診察介助（1時間）          | 2000円 |
| ③紙おむつ代              | 自費    |

\*別紙利用料金表参照

- (3) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
- 2 月の途中における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

- 第10条 1 指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の対象者は要支援Ⅱ、要介護があつて認知症にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
  - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は退居して頂く場合がある。
  - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他サービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるように、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

- 第11条 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であつた者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第12条 1 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第13条 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(衛生管理)

- 第14条 1 指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)を提供するのに必要な設備、備品の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
  - 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備する。
    - (3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者の周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体的拘束等の禁止)

第16条 1 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行ってはならない。

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいう。以下同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

- (1) 利用者又は利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
- (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するための手段がないこと。
- (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。

3 事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該身体的拘束が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。
- (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第1項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。

4 事業者は、身体的拘束等を行っている場合に当たっては、その間、当該身体的拘束等が第2項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断された時は、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。

(緊急時における対応策)

第17条 1 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害)

- 第18条 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等の連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

- 第19条 1 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機関を行う。
- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 採用時研修    | 採用1ヵ月以内 |
| (2) 経験に応じた研修 | 随時      |
- 2 事業所は、この事業を行うため契約書等、個人記録、入居者個人帳簿、その他必要な記録を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、令和 6年 11月 1日から施行する。

・令和 7年 2月 1日 改訂

・令和 7年 8月 16日 改訂